

サポートセンター「レターケース」利用募集要項

令和6年度のレターケース利用について、次のとおり募集します。

項目	内容
利用対象	自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体
利用目的	上記の活動について、グループ内やグループ間の連絡、普通郵便物等の受取り用として利用するものとし、危険物や金品受渡し等の利用はできません。 <u>個人情報を含んだ文書（封書を除く）の受渡し等の利用はできません。</u> ※施錠はできません。また、内容物の紛失等についての責任は負いかねます。
利用期間	令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
募集個数	432個
募集期間	令和6年1月4日（木）～令和6年2月13日（火）9:00～21:00（来所の場合） ※郵送は締切日の消印有効
申し込み方法	次の提出書類をそろえ募集期間内に 来所 または 郵送 にてお申し込みください。 なお、 申込みは1団体につき1個とし、複数申込みはできません。 <提出書類> 1 サポートセンターレターケース利用申込書 2 サポートセンター利用団体整理票（新規団体のみ） （既に提出済みの場合は、受付で現行の内容を確認させていただきます） 3 新規団体のみ返信用封筒（84円分（令和6年10月1日からは110円）の切手貼付）1枚 ※表面に利用承認書の郵送先となる住所・氏名を記載 ※令和5年度から継続で同じレターケース番号を希望する場合は不要 <提出方法> 来所の場合 9階フロントへ直接お申し込みください。 郵送の場合 提出書類を封入し、以下の送付先まで郵送してください。 〔送付先〕 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター レターケース申込担当宛 ※利用募集要項・利用申込書はサポートセンターHPからダウンロードできます。 登録内容（団体名、代表者、連絡者）に変更がある場合は、受付時にあわせて施設予約システムの登録事項変更手続きを行いますので、団体代表者または連絡者ご本人が、運転免許証、健康保険証などの身元確認書類を持参した上で、窓口にお越しください。
利用団体決定方法	申込数が募集個数を上回った場合は公開で抽選を、下回った場合は、再募集を行います。 ※応募状況等の募集結果は、募集締切り後にボランティアサロンへ掲示するとともに、サポートセンターHPでお知らせします。 ※抽選の有無等については、応募状況の公表とあわせて行います。
承認等結果通知	・利用の承認（又は不承認）は、文書（サポートセンターレターケース利用承認書等）により通知します。【時期：3月中旬以降に整次次第郵送予定】 ・ただし、令和5年度から引き続き同じレターケース番号で承認する場合は、当該レターケースへ承認書を投函します。
利用上の注意	・利用承認期間終了時（令和7年3月31日）までには保管物を撤去し、原状復帰のうえ、返却してください。 ・撤去していない保管物については、新年度貸出管理業務のため、職員が取り出します。紛失・破損等について、県は一切の責任を負いかねます。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・利用者がレターケースを棄損した場合は、別途定める様式により届出等していただきます。・9階ファクシミリ（045-312-1862）に送られてきた個人情報を含む文書及び郵便物の表面に個人情報が記載されているはがき等の取次ぎは行いませんので、送付先とすることはご遠慮ください。（例：個人情報を含むイベント申込書等の送付先） |
|--|--|

問合せ先

かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課
電話 045-312-1121(代)内線 2824／ファクシミリ 045-312-4810